

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年7月29日（木）

令和3年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年7月29日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 E会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第3 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第4 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13 番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君

欠席委員

4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
9 番	三橋	清高	君				

事務局職員出席者

事務局長	谷川	広志	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 1 時59分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和3年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、4番石射祥光委員、9番三橋清高委員、11番阿部富美委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数14名のうち11名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12番齋藤和子委員、13番吉田恵子委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

12番齋藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○12番（齋藤和子君） 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

～案件について内容を説明～

現況、畑、349平米でございます。権利の種類は所有権移転でございます。申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農協力するため譲り渡すものでございます。今後につきましては、ナス、サツマイモ、キュウリを肥培管理していくとのごことでございます。譲受人の現在の耕作面積は、取得分を含めて126アールでございます。世帯人数は3人、労働力につきましては、本人（46歳）従事日数350日、妻（41歳）従事日数200日、父（78歳）従事日数300日の計3人でございます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、自走ハンマーナイフ、その他一式でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第31号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

1番案件について1番鈴木委員より、2番案件について12番齋藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第31号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件についてご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和3年7月13日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、591平米につきましては、里芋、カボチャ、ピーマン、シシトウが作付されておりました。農機具の保有状況は、耕運機2台、その他一式でございます。労働力は、本人（65歳）従事日数60日、兼業、上の妹（63歳）従事日数60日、専業、その夫（63歳）従事日数60日、兼業、下の妹（58歳）従事日数30日、専業、その夫（63歳）従事日数30日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○12番（齋藤和子君） 議案第31号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、2番案件についてご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

令和3年7月14日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地15筆の耕作状況をご報告いたします。2筆、畑、合計803平米につきましては、一体として栗が肥培管理されておりました。6筆、畑、合計3370平米のうち1470.52平米につきましては、一体として耕作されており、ネギ、エンドウマメ、タマネギが作付されているほか、栗、

柿が肥培管理されていました。3筆、畑、合計4197平米につきましては、一体として耕作されており、ネギ、ニンジン、カボチャが作付されているほか、栗、柿が肥培管理されていました。畑、955平米につきましては栗が肥培管理されていました。2筆、畑、合計1378平米につきましては準備中でした。田、796平米につきましては水稻が作付されていました。農機具の保有状況は、耕運機、噴霧器、その他一式でございます。労働力は、本人（52歳）従事日数150日、兼業、妻（51歳）従事日数100日、専業、母（81歳）従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 今回、引き続き農業経営を行っている期間という部分で2案件ございます。

1番案件につきましては、前回、こちらの引き続きのご審議をいただいておりますのが平成30年第8回農業委員会総会で、8月30日に開催されております。したがって、前回の平成30年8月31日から今日、令和3年7月29日まで、引き続き農業経営を行っている旨の継続のご審議をいただくものでございます。

2番案件につきましては、前回、平成30年第6回の総会で、こちらが平成30年6月28日に開催されております。したがって、平成30年6月29日から今日、令和3年7月29日までのいずれかの期間で継続的に行っている旨のご審議をいただくものでございます。

以上、補足でございます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○5番（村越重芳君） 教えてもらいたいですけれども、1番案件のところで、妹さん、妹さんの旦那が30日、専業と言った？ 何て言ったのかな。

○事務局長（谷川広志君） 下の妹さんですね。従事日数30日、専業です。

○5番（村越重芳君） 30日、専業というのは、どういう見方をするの。

○12番（齋藤和子君） 30日しかやっていないということでしょう。

○5番（村越重芳君） でも専業なの。30日でも専業……。

○12番（齋藤和子君） ほかの仕事をしていないから。

○議長（原田勝幸君） ほかに労働していなければ専業じゃないですか。

○5番（村越重芳君） 30日、専業って言うのかね。じゃ、そういう言い方でいいわけですね。間違いないんですね。

○議長（原田勝幸君） アパートがいっぱいあって、アパートを本業とは言いがたいじゃないですか。

○5番（村越重芳君） 不動産経営じゃないの。

○議長（原田勝幸君） 農業もやった場合さ。

○5番（村越重芳君） 農業だって、30日しかやらなかったら、不動産のほうが主だと思うね。

○議長（原田勝幸君） 労働的にかかわっている時間でどれがメインか、そうでないかという話じゃない。

○5番（村越重芳君） 不動産のほうが200何日で、農業が30日だったら、不動産じゃないの。

○議長（原田勝幸君） 不動産は時間が少ないから、どうせ管理会社とかにやっちゃうわけ。

○5番（村越重芳君） その考え方はちょっとな。まあ、いいです。今ここで争ったって、言ったって、しょうがない。

○3番（高橋久雄君） 昨日も問題になったように、時間は300日であろうが、30日でも、専業であれば専業で、時間に拘束はされないわけね。

○事務局長（谷川広志君） そうですね。こちらの調査シートについても、専業か兼業かを選ぶようになっておりまして、あくまで、他に仕事があれば兼業ということになりますし、他に仕事があれば専業を選ばざるを得ないようなつくりにもなっているということです。

○6番（遠藤信行委員） アパート経営をやっていたら、それだってあるものね。農業が専門じゃないんだから、アパート経営をもしやられていれば兼業じゃない。

○3番（高橋久雄君） 本人の申告であれば専業であり、ほかの第三者が、あなたは収入面から見て不動産管理業のほうが収入も多いから、税制面で兼業というわけでもないんだよね。

○事務局長（谷川広志君） ご本人さんの申告がやっぱりまず第一だと思うんです。というのも、我々、例えば確定申告書を確認するなんていったこともできませんので、そこはあくまでもご本人様の申立てと。あと、そのときに委員さんや事務局の職員と一緒にお話

を伺っていますから、そこでどこまで突っ込んでいくかというようなところも出てくるかと思えますけれども、先ほどお伝えしたように、まずはご本人様の申告のほうを優先させていただいているところです。

○6番（遠藤信行君） いずれにしても、兼業、専業というのを選ばなきゃいけないわけですね。

○5番（村越重芳君） 前は選挙があったから、60日とか90日とか、最低限のあれがあったでしょう。今はもうそれが無いということだよ。だから、30日だろうと何だろうと構わないんだよ。

○事務局長（谷川広志君） 委員さんの選挙というのはなくなりましたが、ただ、それをもってして、じゃ、こちらの判断基準が変わったかということ、そんなふうには聞いてはいないんですけども。

○5番（村越重芳君） 何だか、分かったような、分からないような。

○12番（齋藤和子君） 分かりませんがね。

○議長（原田勝幸君） ほかに御意見、御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第31号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3報告第17号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第17号でございます。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区でございますが、3ページ、1番案件から6番案件となっております。転用目的としましては駐車場敷地、住宅敷地、事務所敷地となっております。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分をしております。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第17号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第4報告第18号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第18号でございます。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区でございますが、4ページから裏面の5ページ、1番案件から14番案件となっております。転用目的でございますが、住宅敷地と駐車場敷地となっております。権利関係につきましては、いずれも所有権の移転となっております。これらの案件につきましても、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分しております。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第18号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時17分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員